

よこはた和幸事務所：〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 4-1-12-8 階 TEL:078-335-0661 FAX:078-335-0662

「殺処分ゼロ」「おひとりさま対策」について質問しました！

決算議会についてご報告いたします。予算承認した事業の進捗状況を確認し修正すべきことなど、建設的な提案をしていることです。

特に、私のこだわり施策「殺処分ゼロ」「おひとりさま対策」について、委員会にて質問させていただきました。内容についてご報告させていただきます。



令和 6 年度決算委員会において

ペットは家族！殺処分ゼロをめざして

よこはた

神戸市は全国初「人と猫との共生に関する条例」があります。制定当時、殺処分は数 100 件でしたが、令和 6 年は 14 匹と減っています。着実に減ってきていますが、殺処分ゼロを目指していくべきと考えています。

健康局長

条例では、神戸市の責務として野良猫の繁殖制限と猫の譲渡の推進が定められています。繁殖制限は平成 28 年から 8 年間で 1 万 5,458 件の野良猫の不妊去勢手術が行われました。殺処分については、平成 28 年は 406 件であったのが 14 件となっています。成果は着実に出ていると考えます。



【ネコ条例施行前と現在の比較】

	2016 (H28) 年度	2024 (R6) 年度
成猫の引取り数	67	40
子猫の引取り数	512	64
猫の譲渡数	161	104
猫の譲渡率	27.8%	100%
猫の殺処分数	406	14
猫の殺処分率	70.1%	13.5%

よこはた
の考え方

殺処分数は激減しているが、ゼロを達成した国も都市もあります。オンライン譲渡やふるさと納税を活かしたり譲渡を促進するなどゼロを目指します。神戸市では、譲渡に関して、しあわせの村内にある共生センターが中心です。SNSを活かした犬・猫たちの情報発信など手を尽くしたいと考えます。

ペットは家族です。途中で飼育を放棄したりするケースがまだ多い状況です。飼う際に「最後まで責任を持つこと・命をあづかること」が当たり前の社会になるように力を尽くしたいと考えます。また災害時にペットと同行避難もできるように更に周知を図って参ります。

裏面掲載



神戸市では「災害時におけるペットとの避難ガイドライン」を定めています。裏面に掲載しております。

兵庫盲導犬協会を視察

西区にある兵庫盲導犬協会に視察に参りました。

視覚障がいの方が、安心して暮らせるように大切なパートナーである盲導犬の育成訓練を行っています。無償貸与をしており、盲導犬は日常生活をバックアップしています。1頭当たり 500 万円程度かかると言われており、善意のお心で運営しています。また、公共施設や民間施設など盲導犬を受け入れただけのように努力せねばと考えます。私自身も普及を果たしていきます。

令和 7 年 6 月 13 日
兵庫盲導犬協会にて

『報告すること』を大事に！

税金を頂いている身として、私の雇用主で神戸市民の皆様に業務報告せねばと考えています。議会終了時には、必ず報告書(チラシ)を作成して中央区の皆様に配布させていただいております。

65歳以上の高齢独居対策（おひとりさま対策）

よこはた

晩婚化など社会状況の変化から 65歳以上の高齢者の独居の世帯が増加しています。孤独化・孤立化しやすく手を差し伸べていく必要があります。高齢者施策を多く展開しているが、バラバラでないパッケージ化した高齢者施策を展開すべきと考えます。

福祉局長

ご指摘の通り、施策を一覧にしてパッケージする取り組みは必要と考えます。シニア世代に向けた広報として、ご指摘いただいた点を踏まえましてHPにひとり暮らしの方が利用できる制度を開設しているところです。

課題を抱える身寄りのない高齢者に必要な施策をつなげていくことを目的とした終活相談窓口の開設を準備しています。

よこはた
の考え方

独居の高齢者世帯のお悩みは、病院の同行、
買い物支援、施設入居の際の保証人、葬儀
の問題など多岐にわたります。

身近に相談する方が少ない方も多くおられます。

元気なうちに、もしもの時に備えておくのは大事と考えます。行政が1歩出た施策が必要です。

前々から提案しておりました、高齢者相談のワンストップサービスである「こうべ終活相談窓口」が開設いたします。行政が寄り添う第一歩となります。



災害時のペットとの避難ガイドライン

抜粋して掲載しています。
詳しくは全文をご覧ください。



ペットの飼い主としての心構え

【ペットの所有者の明示】



その他明示方法

- 迷子札(飼い主の名前・連絡先等を記載)
- 首輪(裏に飼い主の名前・連絡先等を記載)
- 足(脚)環、耳輪等



*1 飼い犬への鑑札・注射済票の装着は、法律上の義務です。

*2 マイクロチップの詳細は右の二次元コードからご確認ください。

【動物用避難用品の確保】

ペット用の備蓄品の例

- 療法食、薬
- ペットフード、水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）
- 予備の首輪、リード（伸縮しないもの）
- ペットシーツ
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品
(猫の場合は使い慣れた猫砂、又は使用済みの猫砂の一部)
- 食器
- 飼い主の連絡先と、ペットに関する
飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ペットの写真
(印刷するとともに、スマートフォンなどに画像を保存しておく)
- ワクチン接種状況、既往歴、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報



【同行避難可能な避難所等の情報収集】

災害時に備え、あらかじめ市HPで、ペットの同行避難が可能な避難所を確認し、所要時間や危険な場所、通れない場合に備えた複数のルートを確認しましょう。



【ペットの 時預け先の確保】

避難所以外にも、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保しましょう。中でも大型の動物や危険な動物などは専用の飼育施設が必要なので、特に準備が必要です。



【避難所等でのペット受け入れの考え方】

【受け入れ可能なペット】

原則として、家庭で飼育されている、犬、猫、小動物（うさぎ、小鳥、ハムスター、小型は虫類など）です。



受け入れできない動物（例）

- 特定動物（法律に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える動物として定められている動物で、ライオンやクマ、大型の虫類などが指定されています）
- ペットショップなどで販売、保管されている犬猫など
- 上記以外でも、人に危害を加える可能性がある、特別な設備が必要な動物など、避難所運営者が受け入れ困難と判断した動物



【盲導犬、聴導犬、介助犬の取り扱い】

法律により、公共的施設での同伴を認められています。避難所等でも身体障害者との同居が原則です。なお、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途配慮が必要となります。



【避難所等での飼育ルールの遵守】

他の避難者に配慮し、避難所のルールを守って飼育してください。必要に応じて避難所運営者と協議し、ルールの見直しを行ってください。事故やトラブルが起きた場合は、当事者同士で解決してください。

こうべ終活相談窓口が開設！

相談から葬儀・納骨の死後委託まで終活に関する「神戸市終活情報登録制度」を開始し、もしもこの時、本人があらかじめ指定したことをご意思に沿った形で手続きが進むように支援します。



（登録情報）開示したい方、緊急連絡先、エンディングノートの保管場所、遺言書の保管場所などです。ご不安な方はおひとりで悩まないでご相談ください。

こうべ終活相談窓口

078-885-8670

必ず予約が
必要です

（相談員窓口）月～金曜日 9:00～16:00
(司法書士) 第1・3木曜日 13:00～16:00
(弁護士) 第2・4木曜日 13:00～16:00

災害時に必要なこと

飼い主の安全確保・状況確認

災害時は、自身の安全を確保してからペットの安全を確保してください。災害時はペットがパニックを起こすことがあります。逃走やケガに注意し、リードやケージなどを使ってペットの安全に配慮してください。災害状況は、ラジオやテレビ、行政のHPから正確な情報を積極的に取得してください。

避難先・避難方法の判断

自宅や地域の状況を確認し、避難するか否かを判断してください。自宅が危険な場合、自身の安全が確保できる範囲でペットを連れて避難してください。車中での飼育など、一時預け先へ避難する場合は温度や湿度に注意して、熱中症などを防ぎましょう。

ペットとの同行避難

避難所に避難する場合はペットと同行避難してください。災害時にペットと離れている場合は状況により、ペットが避難できるかを判断してください。

ペット同行避難者の受付への協力

ペットの飼い主同士で協力し合いながら、ペットの同行避難者の受付や説教を行ってください。



同行避難とは…

「同行避難」とは、災害時に飼い主がペットを同行して避難所等まで避難することを指し、避難所等で飼い主とペットが同じスペースで過ごすことではありません。避難所等には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用途に手を出す幼い子どもがいることから、神戸市の避難所等では、原則、人の居住スペースと分けて運用し、飼い主とペットが同室で過ごすことはできません。

お問合せ先

ペットの取扱いについて ⇒ 健康局環境衛生課 TEL: 078-322-5264
避難所の運営について ⇒ 機 機 管 理 室 TEL: 078-322-5171
ペット同行避難の受け入れ体制について ⇒ 各区役所の地域協働課
東灘区役所 078-841-4131 濱 区 役 所 078-843-7001
中央区役所 078-335-7511 兵庫区役所 078-511-2111
北 区 役 所 078-593-1111 北神区役所 078-981-5371
長田区役所 078-731-4341 須磨区役所 078-731-4341
垂水区役所 078-708-5151 西 区 役 所 078-940-9501